

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	3	交通安全
分科会	6	消防交通安全分科会	調整項目	9	交通安全対策会議

中条町担当	総務課	消防交通安全係	担当者名	
黒川村担当	総務課	交通安全係	担当者名	

現況		調整方針	備考																				
記載事項	中条町	黒川村																					
名称	中条町交通安全対策会議	黒川村交通安全対策会議	合併後、中条町の例により統一する。																				
目的	交通安全対策基本法第18条第1項の規定に基づく交通安全計画の作成とその実施を推進する	同左																					
委員構成	1 国の関係地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者 2 新潟県の部内の職員のうちから町長が委嘱する者 3 新潟県の警察官のうちから町長が委嘱する者 4 町の職員のうちから町長が指名する者 5 中条町教育委員会の教育長 6 中条消防署の署長 7 一般町民のうちから町長が委嘱する者	1 国の関係地方行政機関の職員のうちから村長が委嘱する者 2 新潟県の部内の職員のうちから村長が委嘱する者 3 新潟県警察の警察官のうちから村長が委嘱する者 4 部内の職員のうちから村長が指名する者 5 教育委員会の教育長																					
任期・定数	上記、1から6までに掲げる委員の定数はそれぞれ1人と任期は当該職に存する期間。 7に掲げる委員の定数は3人とし、任期は2年。	前記第一号、二号、三号及び四号の委員の定数はそれぞれ一人、一人、三人及び二人とする。																					
関係法令等	交通安全対策基本法 中条町交通安全条例	交通安全対策基本法 黒川村交通安全条例	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町																							
黒川村																							
計																							

**交通安全対策基本法(昭和四十五年六月一日法律第十号)**  
(市町村交通安全対策会議)  
第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。  
2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。  
3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例(前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約)で定める。